



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)…

告示(選)

○衆議院(小選挙区選出)議員補欠選挙を行う事由の発生……………

規程(交)

○東京都交通局組織規程の一部を改正する規程……………

○東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程……………

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…

○土地区画整理組合の理事の就任……………

……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…

○開発行為に関する工事完了(二件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第千三百十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十八日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

一 被処分者

(一) 商号 株式会社シャネロン

(二) 代表者氏名 代表取締役 豊島 千浪

(三) 主たる事務 渋谷区桜丘町二十九番二十五号渋谷パ

ルの所在地 ールホーム二〇二

(四) 免許証番号 東京都知事(0)第三五〇二二二号

(五) 免許年月日 平成二十三年九月一日

二 処分年月日 平成二十八年七月二十日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第千三百十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

平成二十八年七月二十八日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

一 研修及び講習の 公益財団法人全国生活衛生営業指導主催者の名称及び所在地 センター 港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の 開催年月日並びに会場の名称及び所在地 (一) クリーニング師の研修 平成二十八年十一月十三日 株式会社日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号 (二) 業務従事者に対する講習 平成二十八年九月十四日 北とびあ 北区王子一丁目十一番一号

三 受講料 (一) クリーニング師の研修 五千元 (二) 業務従事者に対する講習 四千元 五百円

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百四号

衆議院(小選挙区選出)議員の東京都第十区選挙区において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十一条第一項第一号の規定による通知があったため、同法百十三条第一項第一号の規定により、同選挙区において、衆議院(小選挙区選出)議員補欠選挙を行う事由が生じた。

平成二十八年七月二十八日

東京都選挙管理委員会

規程(交)

●交通局規程第六十八号

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程を次のよう

に定める。

平成二十八年七月二十八日

東京都交通局長 山 手 斉

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程

東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表六の部(四)の項中

「東京都交通局西馬込乗務管理所」を「東京都交通局泉岳寺乗務管理所」に、「大田区南馬込五丁目四二番五号」を「港区三田三丁目一一番二四号」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年八月一日から施行する。

●交通局規程第六十九号

東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

東京都交通局長 山 手 斉

東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程

正する規程

東京都交通局乗務管理所処務規程（昭和四十五年交通局規程第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京都交通局西馬込乗務管理所」を「東京都交通局泉岳寺乗務管理所」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年八月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十八日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人湧和

三 代表者の氏名

湯田 カズ子

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市本町田二千九百五十四番地二 シティークレスト一階一〇一号室

五 定款に記載された目的

高齢者の在宅生活を支えるサービスを質的、量的に充実させると共にすべての世代が共生できる社会をめざし、支援を必要とする人に必要なサービスを提供できる仕組みを、市民が主体となって進めることを目的とする。

（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本間質性膀胱炎患者情報交換センター

三 代表者の氏名

関 善明

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区南葛西六丁目十五番十四一五〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は間質性膀胱炎に疾患した患者が病状、治療方法、治療機関、病状悪化の要因、病状改善の要因などの情報を相互に交換し、併せて、当該疾病は厚生労働省において、治療法が認可されていないために、厚生労働省に認可を求める行動を行うことによつて、疾患改善に寄与する事を目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 e h e

三 代表者の氏名

橋場 榮二

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区東小岩一丁目五番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、快適居住空間で満たされた町作り事業と、

高齢者がこの町で末永く安心して生活できる為の支援活動に関する事業を行い、高齢者の生活向上と健康増進、並びに精神的生きがい発見に寄与することを目的とし、将来はアジア各国においても同様の支援活動を展開すべく、調査、研究及び開発を進める。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十八日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境防災コンシェルジュ

三 代表者の氏名

高梨 和光

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区南荻窪二丁目十三番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、最新の地震・津波の防災の内容を反映した防災教育・防災製品(衣食住)の普及・提案、環境防災地域計画(分散電源、避難回廊、津波防潮林、防災機

具、情報通信機材)の検討・提案など、地震・津波の防災を促進すべきスキームを構築し、広く内外に提供することで市民一人一人の環境防災力の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Hand&Foot

三 代表者の氏名

坂口 ゆき

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市大南一丁目二十二番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、生まれつき手足の形が多くの人と異なる子ども本人又は家族を対象として、日常生活及び社会生活を支援するため、情報交換や勉強会などといった仲間作りの場を提供する事業と共に、それらを通じて、広く社会一般に情報を発信し、理解を助け、偏見や差別のない社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九

九条第一項の規定により瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合理

事長佐保田卯三郎から次に掲げる者が平成二十八年六月三

十日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第

二項の規定により公告する。

平成二十八年七月二十八日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

氏 名 住 所

佐保田 卯三郎 西多摩郡瑞穂町大字石畑千六百四十九番

吉岡 利之 同 地 所百七十五番地

高水 俊洋 同 地 所千六百九十五番

近藤 正夫 同 地一 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷八百三番地五

古川 卓治 同 地 町大字石畑千七百五十一番

中野 廣一 同 地 町大字殿ヶ谷九百二十七番

尾作 和男 同 地六 町大字石畑千五百九十一番

尾作 武夫 同 地三 町大字殿ヶ谷七百六十六番

大口 芳久 同 地 所千六十番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の

含まれる地域の名称 住所及び氏名

青梅市師岡町一丁目百三十番 羽村市神明台一丁目一番地

五、同番十九、同番二十及び同番二十二から同番二十六まで
 有限会社アップルハウス
 取締役 市川 恒

福生市大字福生字加美千二百八十一番一及び同番五の一部
 福生市加美平三丁目十六番地三
 藤原 孫一

日野市栄町四丁目二十一番十、二十二番一及び同番五
 千代田区丸の内一丁目五番一
 三菱UFJリース株式会社
 代表取締役 白石 正
 小金井市貫井南町二丁目七番八号
 有限会社阿藤測量設計
 代表取締役 阿藤晋一郎

東大和市芋窪六丁目千三百十八番一の一部、同番一地先及び千三百十九番一
 昭島市松原町一丁目十八番十一号
 武蔵開発株式会社
 代表取締役 武井 稔

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市菅生字若宮八百二十番十一
 立川市柴崎町二丁目十三番四号メゾン柴崎
 株式会社多摩企画センター
 代表取締役 見陣 昭彦

発行所
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

定価
 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001

